

## 介護給付費過誤申立書の記載上の注意

### 1 「申立コード」欄について

申立コードは、様式番号と申立理由番号を組み合わせで表します。左2桁に「様式番号」、右2桁に「申立理由番号」を記載してください。

#### (1) 様式番号

・介護給付

様式番号	様式名称
10	様式第二 居宅サービス介護給付費明細書 (訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハ・居宅療養管理指導・通所介護・通所リハ・福祉用具貸与・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護・複合型サービス)
11	様式第二の二 介護予防サービス介護給付費明細書 (介護予防訪問入浴介護・介護予防訪問看護・介護予防訪問リハ・介護予防居宅療養管理指導・介護予防通所リハ・介護予防福祉用具貸与・介護予防認知症対応型通所介護・介護予防小規模多機能型居宅介護)
21	様式第三 居宅サービス介護給付費明細書 (短期入所生活介護)
24	様式第三の二 介護予防サービス介護給付費明細書 (介護予防短期入所生活介護)
22	様式第四 居宅サービス介護給付費明細書 (介護老人保健施設における短期入所療養介護)
25	様式第四の二 介護予防サービス介護給付費明細書 (介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護)
23	様式第五 居宅サービス介護給付費明細書 (病院又は診療所における短期入所療養介護)
26	様式第五の二 介護予防サービス介護給付費明細書 (病院又は診療所における介護予防短期入所療養介護)
30	様式第六 居宅サービス介護給付費明細書 (認知症対応型共同生活介護)
31	様式第六の二 介護予防サービス介護給付費明細書 (介護予防認知症対応型共同生活介護)
32	様式第六の三 居宅サービス介護給付費明細書 (特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者介護)
33	様式第六の四 介護予防サービス介護給付費明細書 (介護予防特定施設入居者生活介護)
34	様式第六の五 居宅サービス介護給付費明細書 (認知症対応型共同生活介護 (短期利用型))
35	様式第六の六 介護予防サービス介護給付費明細書 (介護予防認知症対応型共同生活介護 (短期利用型))
36	様式第六の七 居宅サービス・地域密着型サービス介護給付費明細書 (特定施設入居者生活介護(短期利用型)・地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用型))
40	様式第七 居宅介護支援介護給付費明細書
41	様式第七の二 介護予防支援介護給付費明細書 (介護予防支援)
50	様式第八 施設サービス等介護給付費明細書 (介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設)
60	様式第九 施設サービス等介護給付費明細書 (介護老人保健施設)
61	様式第九の二 施設サービス等介護給付費明細書 (介護医療院)
70	様式第十 施設サービス等介護給付費明細書 (介護療養型医療施設)

・介護予防・日常生活支援総合事業

10	様式第二の三 介護予防・日常生活支援総合事業費明細書 (訪問型サービス・通所型サービス・その他の生活支援サービス)
20	様式第七の三 介護予防・日常生活支援総合事業費明細書 (介護予防ケアマネジメント費)

(2) 申立理由番号

申立理由番号	申立理由
02	請求誤りによる実績取り下げ
42	適正化による保険者申立の過誤取り下げ(実地指導等の指摘事項に係る取り下げ)

2 「申立事由」欄について

申立事由を具体的に記載してください。

**※利用サービスが「総合事業」の場合は、「申立事由」欄に「総合事業」とご記入ください。**

《記載例》

- ・加算の請求誤りのため(加算の取り下げのため、加算の請求漏れのため)
- ・サービス実日数の請求誤りのため
- ・実績がないのに請求したため
- ・実地指導の指摘により請求の取り下げのため
- ・生活保護受給となったため(公費12適用となったため)

3 その他注意事項

- ・過誤申立件数が30件以上の場合は、事前に市へ相談してください。
- ・小田原市への過誤申立書の提出締め切りは、毎月10日(10日が休日の場合は、直前の平日)です。
- ・国保連合会の審査決定が済んでいない請求は、過誤申立ができません。(例：3月請求・審査分は、4月以降にならないと過誤申立ができません。)
- ・居宅サービスは、要介護者と要支援者で「様式番号」が異なるので注意してください。
- ・小田原市では、小田原市以外の被保険者の過誤申立は行えません。小田原市以外の被保険者の過誤申立については、各市町村(保険者)にお問い合わせください。
- ・被保険者番号、被保険者氏名の記入漏れや記入誤りがないよう、注意してください。
- ・平成25年1月処理分より、通常過誤・同月過誤の区別がなくなり、すべての過誤申立において同月再請求が可能になりました。また、同月再請求の場合の国保連への連絡及び計画表提出が不要になりました。

令和5年(2023年)3月作成

過誤申立についてのお問い合わせ先

高齢介護課 介護給付係 電話 0465-33-1876